

昨年度までの連絡協議会の取組み

＜第9回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

令和元年7月5日（金）

<目次>

1. 連絡協議会の設立
2. 連絡協議会による取組み
3. 各委員による取組み
4. 平成30年度以降の活動方針

1. 連絡協議会の設立

大型車両の適正かつ安全な走行の実現に向けて

道路管理者・関係行政機関・関係企業団体の連携・情報共有・意見交換



個々の取組みを融合・発展させて、広報を中心とした効果的な取組みを実施する

平成26年5月9日

「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」発表

背景 道路インフラの危機（老朽化）、車両の大型化（重量の増加）

平成28年1月29日

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 設立

- 関係企業団体 : 6
- 関係行政機関 : 7
- 道路管理者 : 12

1都2県

平成28年12月21日
(第4回)

新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定

- 関係企業団体 : (一社) 埼玉県トラック協会、埼玉クレーン協会
- 関係行政機関 : 埼玉県警察本部 交通部
- 道路管理者 : 埼玉県 県土木整備部、さいたま市 建設局 土木部

平成29年9月14日
(第5回)

埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正

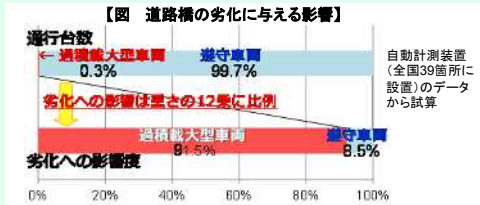
- 関係企業団体 : 8
- 関係行政機関 : 8
- 道路管理者 : 14

1都3県

1. 連絡協議会の設立（大型車両の通行の適正化方針）

背景

- 0.3%の重量を違法に超過した大型車両^{*}が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。
※車両総重量20tを超える違反車両
 → 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当
- 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

- バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一**
 ・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和 【H26年度中に実施】
- 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し**
 ・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】
- 許可までの期間の短縮**
 - ①主要道路情報のデータベース化を促進 【継続して実施】
 - ②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進 【継続して実施】
 - ③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施 【H26年度から実施】
 - ④通行許可に係る審査体制の集約化 【H27年度から段階的実施に向けて準備】
- 適正に利用する者の許可の簡素化**
 - ①違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長 【H27年度実施に向けて準備】
 - ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用 【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

- 違法に通行する大型車両の取締りの徹底**
 - ①自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
 - ②コードラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 【継続して実施】
- 違反者に対する指導等の強化**
 - ①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発） 【H25年度から実施】
 - ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 【H26年度から実施】
 - ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
 また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施 【H26年度から実施】
- 関係機関との連携体制の構築**
 - ①国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 【H25年度から実施】
 - ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示 【H26年度から実施】
 - ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 【H26年度から実施】

本方針を実施することによる効果

・ 道路構造物の長寿命化

・ 効率的かつ迅速な物流の実現

・ 交通の危険の防止

1. 連絡協議会の設立

大型車通行適正化に向けた 関東地域連絡協議会（1都3県）

- 関係企業団体（トラック協会・全国クレーン建設業協会）
- 関係行政機関（警察・関東運輸局・関東地整_港湾空港部）
- 道路管理者（高速道路会社・都県政令市・関東地整_道路部）

首都圏大規模同時合同 取締作業部会

- 道路管理者
（高速道路会社・自治体（東京都・埼玉県）・
国道事務所）
- 関東運輸局
- 警察

通行許可迅速化検討部会

- 全道路管理者
- 関係企業団体
（トラック協会・全国クレーン建設業協会）
- 東京都行政書士会

1. 連絡協議会の設立

過去の開催状況

年度	回数	開催日	概要
平成27年度	第1回	1/29	<ul style="list-style-type: none">✓ 連絡協議会の設立✓ 広報を中心とした取組み方針を確認✓ 大型車両を取り巻く課題を共有
	第2回	3/16	<ul style="list-style-type: none">✓ Twitter、連絡協議会HPの開設、新聞広告掲載の他、チラシ・ポスター等の作成結果の報告✓ 次年度春頃から各委員による取組み開始を確認✓ また、秋頃の新たな取組み実施を確認
平成28年度	第3回	8/2	<ul style="list-style-type: none">✓ 平成28年度の年間活動計画を確認✓ 秋頃を「広報集中期間」と定め、広報強化を図る方針決定✓ 連絡協議会として初の合同取締実施について確認
	第4回	12/21	<ul style="list-style-type: none">✓ 広報集中期間の取組みの効果検証結果の共有✓ 次年度の連絡協議会の進め方を確認✓ 新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定
平成29年度	第5回	9/14	<ul style="list-style-type: none">✓ 埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正✓ 10月上旬からの約1か月間を「重点広報期間」と定め、ラジオやイベントなど新たな試みによる広報実施の方針を決定✓ 大型車を取り巻く課題に対し、連絡協議会として実施する対策方針を確認
	第6回	12/6	<ul style="list-style-type: none">✓ 「重点広報期間」における取組み及び広報効果の検証結果の報告✓ 特殊車両通行ハンドブックを2018年版として更新することを確認✓ 平成30年度以降も連絡協議会を継続することを確認（3か年計画が確定）

1. 連絡協議会の設立

過去の開催状況

年度	回数	開催日	概要
平成30年度	第7回	7/13	<ul style="list-style-type: none">✓ 座長の役職変更に伴い規約等を一部改正✓ 平成30年度の年間活動計画を確認✓ 新たに10月の1か月間を「大型車通行適正化推進月間」として定め、ラジオクラウドCMやラジオCMによる広報を実施するほか、荷主対策を中心とした取組みを集中的に行うことを決定✓ 8月及び11月を「重点広報期間」とし、広報イベント等を実施することを確認
	第8回	1/31	<ul style="list-style-type: none">✓ 10月の「大型車通行適正化推進月間」及び8月・11月の「重点広報期間」の取組み状況と広報効果の検証結果を報告✓ 「大型車通行適正化推進月間」及び「重点広報期間」の取組みを次年度も継続して実施することを確認

2. 連絡協議会による取組み

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

啓発活動対象者

平成27年度（初年度）

広報の対象者は、取組み開始初年度のため幅広く設定し、『**荷主**』、『**運送事業者**』、『**社会一般**』とした。

平成28年度（2年目）

初年度の取組みも継続しながら、『**荷主**』、『**運送事業者**』に焦点を当て、重点的な広報に努めた。

平成29年度（3年目）

H28のアンケート結果から、認知度の低い『**荷主（特に実務担当者）**』に焦点を当てながら、『**運送事業者**』、『**社会一般**』にも広報を実施した。

啓発活動内容

- 新聞広告（一般紙）
- Twitterの開設（@特車総合ツイッター）
- バナー広告（（公財）日本道路交通情報センターHP）
- 連絡協議会HPの開設
- チラシ・ポスターの作成

- 新聞広告（業界紙）
- 道の駅でのイベント開催（「重量守り、道路を守ろう」パネル展）
- バナー広告（（公財）日本道路交通情報センターHP）
- チラシ・ポスターの配布
- Twitterによる情報発信（@特車総合ツイッター）
- 連絡協議会HPによる情報提供

- 道の駅、高速道路のPAでのイベント開催（パネル展）
- ラジオ広報（NACK5,（公財）日本道路交通情報センター）
- 荷主への啓発（資料配布、メルマガ寄稿）
- チラシの配布
- Twitterによる情報発信（@特車総合ツイッター）
- 連絡協議会HPによる情報提供

2. 連絡協議会による取組み

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

啓発活動対象者

平成30年度（4年目）

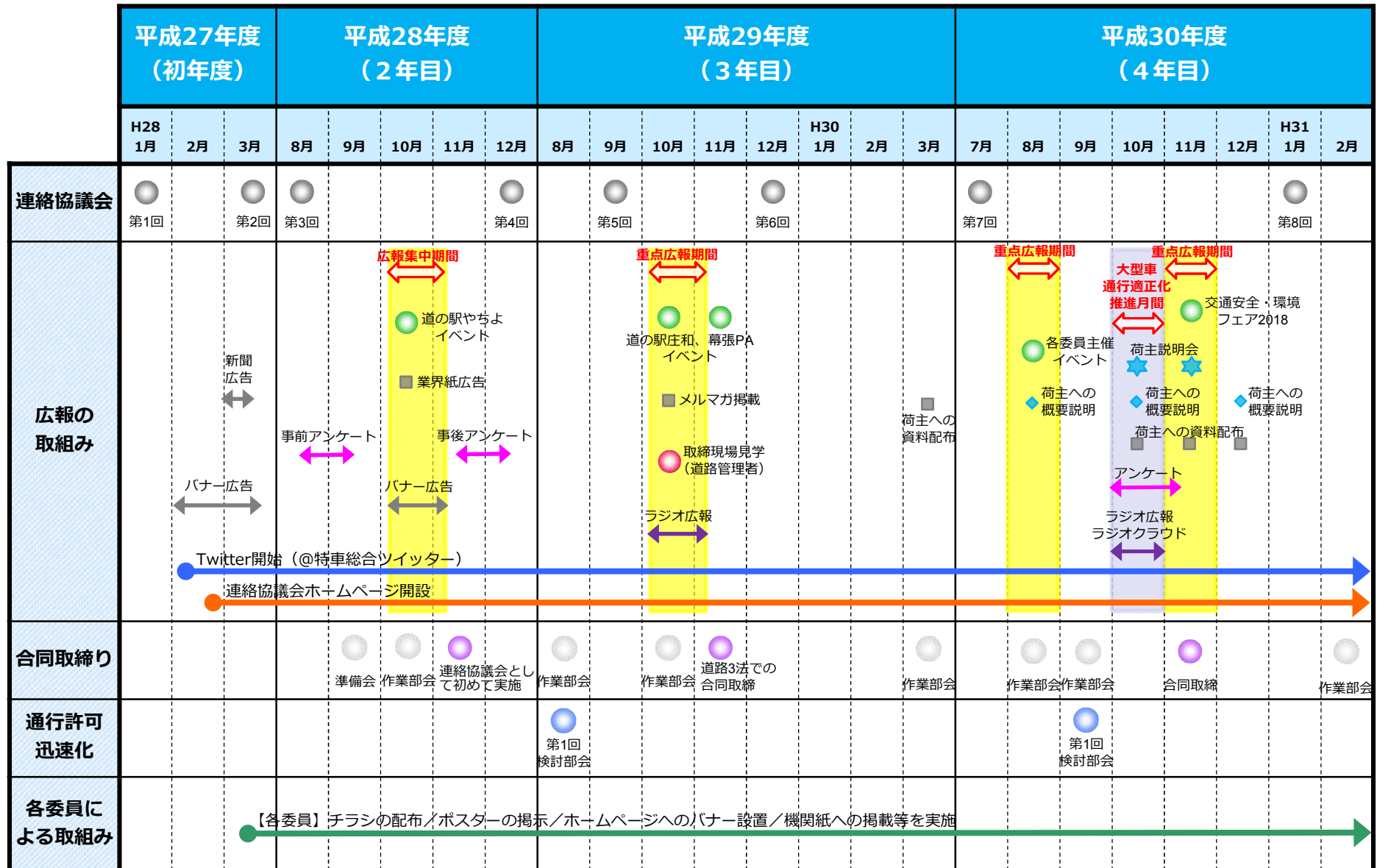
H29の取組みを継続しつつ、『**運送事業者**』の現場の実態を把握することや、『**荷主**』の理解と協力を得ることに重きを置き、広報を実施した。

啓発活動内容

- 連絡協議会委員主催イベントでの広報（パネル展、塗り絵等）
- ラジオ広報（NACK5）
- ラジオクラウドCM（スマートフォンアプリ）
- 荷主への啓発（資料配布、説明会実施等）
- 運送事業者への啓発（アンケート調査、機関誌等への寄稿）
- チラシの配布、ポスターの掲示
- Twitterによる情報発信（@特車総合ツイッター）
- 連絡協議会HPによる情報提供

2. 連絡協議会による取組み

平成28年1月の連絡協議会設立から、広報を中心とした取組みを下表のとおり実施している。



2. 連絡協議会による取組み

継続広報

平成27年度からスタートし、更新や改訂を行い、継続して実施している。

■チラシ/ポスター



チラシ/平成29年度更新

ポスター/平成30年度更新

■Twitter (@特車総合ツイッター) 平成27年2月～



■連絡協議会専用ホームページ 平成27年2月～



2. 連絡協議会による取組み

スポット広報

平成30年度は、(一社)埼玉県トラック協会主催イベントで広報活動を実施したほか、新たにスマートフォンアプリを活用した広報を実施した。

■ 広報イベント〔交通安全・環境フェア2018〕

- イベント名：交通安全・環境フェア2018
(一社)埼玉県トラック協会主催
- 開催日時：11/10(土)9:30~15:00
- 開催場所：埼玉スタジアム2002 東駐車場
- 来場者数(全体)：約16,280人
- 活動内容：パネル展、啓発ポケットティッシュの配布、特殊車両のぬり絵体験等



■ ラジオクラウドCM

※ラジオクラウド：ラジオ番組等のコンテンツが無料で聴取できるスマートフォンアプリ

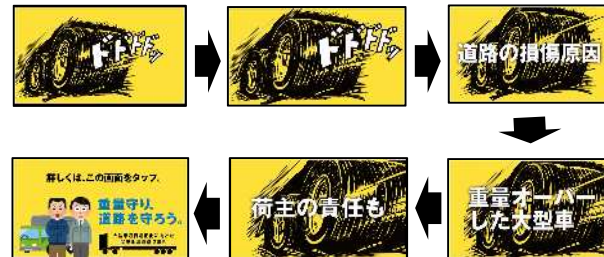
- CM提供期間：10/5(金)~10/18(木) (14日間)
- 配信エリア：関東地区
- TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、InterFM897、TOKYO FM、J-WAVE、ラジオ日本、bayfm78、NACK5、FMエフマル、IBS茨城放送、渋谷のラジオ、目黒FM



【CM原稿：20秒】

SE	ブーン (大型車通過音)
Na：女性	道路が傷む主な原因は、重量オーバーした大型車両。重量オーバーは運送会社だけの問題ではなく、荷主の指示があればその責任も問われます。
Na：男性	重量守り、道路を守ろう。
Na：女性	「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

【CMアニメーション：20秒】



■ ラジオ広報〔重点広報期間の3連休に実施〕

- 放送局：FM NACK5(79.5)
- 放送回数：20回
- 放送エリア：埼玉県の全域・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県の一部 (連絡協議会エリアをカバー)

10/5(金)	10/6(土)	10/7(日)
8:25	7:20	8:12
9:32	8:40	9:38
12:29	10:19	10:59
13:58	11:54	11:53
14:35	12:54	16:44
15:32	15:59	17:59
	18:29	18:59
6回	7回	7回

【ラジオ原稿：40秒×20回】

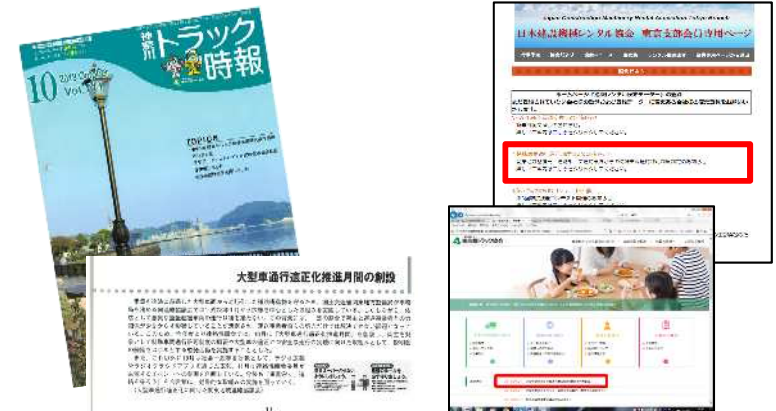
BGM	♪
(協議会広報：女性)	大型車両の通行ルールのお知らせです。「大型車両の重量オーバー」について説明します。
(説明者：男性)	重量オーバーとは、道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行することです。この違反車両が、道路を傷め、補修工事を増やしています。では、なぜ違法な重量で走るのか。理由は、運送会社だけの問題ではなく、荷主からの指示によることもあるのです。もちろんその場合は、荷主も罰せられます。
(Na:女性)	重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

【パブリシティ原稿：40秒×1回】

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からのお願いです。
大型車両の運転中の皆さん、重量オーバーのことは存知ですか？
重量オーバーとは、道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行することです。
この定められた重さを超えた違法な大型車両が、道路を傷める大きな原因になっています。
道路の傷みは、補修工事を増やして、渋滞の原因にもなります。
では、なぜ重量オーバーで走るのか？
それは、運送会社だけの問題ではなく、荷主からの指示によることもあります。もちろんその場合は、荷主も罰せられます。
定められた重さを超える場合は、特殊車両通行許可を取ってください。
重量を守って、道路を守りましょう。
「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からのお願いです。

※パブリシティ：放送局が独自に情報提供としてCM内容を告知するもの。

■ HP/機関紙等への寄稿



2. 連絡協議会による取組み

荷主説明会

平成30年度に創設した「大型車通行適正化推進月間」の取組みとして、荷主に対する啓発活動を実施した。

【実施主体：事務局】

啓発先団体	概要説明日	啓発活動日	啓発活動内容
(一社) 東京建設業協会	8月28日 (火) 11時～11時35分	11月12日 (月) 14時～16時32分★	建設業の取引適正化に関する説明会 (参加者100名) で、関東運輸局と合同で特車制度の概要や荷主勧告制度、ダンプカーの緑ナンバー・白ナンバーについて説明。
(一社) 神奈川県建設業協会	10月10日 (水) 15時～15時25分	11月13日 (火) ～	協会HP (会員専用ページ) に特車制度の概要資料へのリンクを掲載。
(一社) 埼玉県建設業協会	10月12日 (金) 10時20分～55分	11月9日 (金)	協会事務局から会員 (407社) に対して、特車制度説明資料及びチラシ (電子データ) を送付し、社内・現場での研修に活用するよう協力依頼を実施。
(一社) 日本鉄リサイクル工業会	10月16日 (火) 15時～15時45分	10月17日 (水) ～	協会事務局から8支部を通じて、会員 (720社) に対して、啓発用チラシ (電子データ) を配布。
(一社) 日本建設機械レンタル協会東京支部	10月25日 (木) 15時～15時30分	10月29日 (火)	協会事務局から会員に対して、特車制度説明資料及びチラシ (電子データ) を配布。
		12月4日 (火)	大型建機部会 (会員企業17社20名参加) にてチラシを配布。
(一社) 千葉県建設業協会	10月29日 (月) 10時～10時30分	10月30日 (水) 12時40分～52分★	理事会 (出席者：理事35名、幹事3名) の中で、特車制度の概要について事務局 (関東地整) から説明を行った。
(一社) 日本建設機械レンタル協会神奈川支部	12月3日 (月) 15時～15時40分	12月4日 (火) ～	協会事務局からチラシ100枚を各会員 (約100社) へ配布。
(一社) 日本碎石協会 関東地方本部	12月25日 (火) 15時～15時45分	12月26日 (水) ～	説明資料及びチラシデータを協会に提供し、会員へ周知。

★ = 対面による説明会形式にて実施

2. 連絡協議会による取組み

荷主説明会

荷主を対象とした対面による説明会は、下記のとおり2回実施し、延べ約140名に対して特車制度について概要を説明し、法令遵守の推進を呼び掛けた。

10月30日（水）千葉県建設業協会理事会

■ 説明会概要

- 開催状況：千葉県建設業協会の理事会の中で、資料・チラシの配布及び10分程度の時間を頂き、連絡協議会による特車制度の周知を行った。
- 出席人数：38名

■ 説明風景



11月12日（月）東京建設業協会説明会

■ 説明会概要

- 開催状況：東京建設業協会が毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」に実施している会員企業向けの説明会の中で、連絡協議会による特車制度の周知を実施した。
- 出席人数：100名

■ 説明風景



3. 各委員による取組み

連絡協議会の統一広報ツール（チラシ・ポスター・バナー等）を用いて、各委員において、それぞれが有する媒体を活用した広報を実施頂いている。

＜これまでの広報実施例＞



4. 平成30年度以降の活動方針



連絡協議会運営計画

実施内容		平成30年度	平成31年/令和元年度	令和2年
連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進 (PDCAサイクル) 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 合同取締の結果報告及び検証 「大型車通行適正化推進月間」(仮称)を創設 <ul style="list-style-type: none"> 会員部署に啓発ポスター掲示 荷主向けの各種講習会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進 (PDCAサイクル) 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 合同取締の結果報告及び検証 平成30年度までの取組を検証し、効果的な取組を見極める 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進 (PDCAサイクル) 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 合同取締の結果報告及び検証 大型車適正化の達成状況の確認及び検証 平成30年度からの取組の仕上げ。次期3ヶ年計画を策定
広報活動		<ul style="list-style-type: none"> 継続的な広報の取組 広報媒体・イベントによる広報 委員独自広報への連絡協議会の参画 重点広報期間での委員総出の広報の取組 →より効果的な広報手法等を検討(広報すべき相手先の見極め) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な広報の取組 広報媒体・イベントによる広報 委員独自広報への連絡協議会の参画 重点広報期間での委員総出の広報の取組 オリパラに絡めた広報活動を展開し、より効果的なものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な広報の取組 広報媒体・イベントによる広報 委員独自広報への連絡協議会の参画 重点広報期間での委員総出の広報の取組 過去6年を総括し、今後の広報の方向性について指針を策定
適正化方針	違反取締及び違反者への指導等の強化【取締作業部会】	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会による合同取締の実施 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会による合同取締の実施 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会による合同取締の実施 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討)
	通行許可の審査基準等の統一化と許可審査手続きの改善【通行許可迅速化検討部会】	<ul style="list-style-type: none"> 許可期間の大幅な短縮 個別協議箇所削減 申請書記載内容の誤り削減 審査の統一化・迅速化に向けた意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 許可期間の大幅な短縮 個別協議箇所削減 審査の統一化・迅速化に向けた意見交換 2020年を控え審査状況進捗確認 	<ul style="list-style-type: none"> 審査期間の削減状況の検証 審査期間の現状について検証を行う